

2015年2月17日

中華人民共和国
商務部 御中

日本機械輸出組合
専務理事 倉持 治彦

「中華人民共和国外國投資法
(公開意見募集稿)」に対する意見

日本機械輸出組合 (Japan Machinery Center for Trade and Investment) は、1952年に、機械貿易・海外投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造会社、商社、及びエンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約 250 社です。

当組合では、日本と外国、特に貴国の通商や投資に関する制度の検討を行っており、貴国の「中華人民共和国外國投資法（公開意見募集稿）」については強い関心を持っております。この度パブリックコメントを募集されている同意見募集稿について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願ひ申し上げます。

記

1. 「外国投資企業」の定義

(1) 関連条文

第 14 条

(2) 考察

第 14 条は、「外国投資企業」の定義につき、「外国人投資家が全部又は一部投資し、中国法に基づいて中国国内に設立された企業」としているが、「一部投資」の定義が無い。このため、理論上は数%程度の非常に少ない投資でも、様々な報告の提出（第 85 条、第 92 条、第 93 条等）を求められることになるが、企業にとって負担が大きすぎる。

(3) 意見

「一部投資」につき、一定比率以上の投資に限定していただきたい。

2. 国家安全審査申請が必要となる場合

(1) 関連条文

第 50 条

(2) 考察

国家安全審査申請がどのような場合に必要となるかということが、第 50 条の条文だけでは判断が困難である。その結果、第 52 条に基づく事前相談がほぼ全ての事案に対して必要となるおそれがある。

(3) 意見

国家安全審査申請が必要な場合をもっと具体的に規定していただきたい。また、投資ネガティブリストと連動して、定期的に安全審査対象外の分野リストを公布することも検討していただきたい。

3. 情報報告

(1) 関連条文

第 85 条第 1 項

(2) 考察

全ての投資に情報報告書の提出を求めるることは、企業にとって負担が大きすぎる。

(3) 意見

情報報告書の提出を、一定金額規模以上の投資に限定していただきたい。

4. 都度報告及び定期報告

(1) 関連条文

第 87 条、第 89 条、第 92 条

(2) 考察

①外国人投資家による中国国内での投資が外国投資企業の設立又は変更に及ぶ場合は第 87 条に基づき都度報告が行われる。また、外国投資事項に変更が生じた場合は第 89 条に基づき都度報告が行われる。これらの規定に基づく都度報告が行われるにもかかわらず、さらに第 92 条に基づく定期報告を求めるのは重複であり、外国人投資家に過度な負担を強いるものである。

②第 92 条に基づき定期報告が必要とされる事項が多すぎる（特に第 4 号乃至第 6 号）。とりわけ第 6 号は、多くのグループ会社を有する多国籍企業の場合、把握が極めて困難である。

(3) 意見

①第 87 条・第 89 条の都度報告と第 92 条の定期報告のうち、いずれか一方のみの制度としていただきたい。あるいは、一定金額規模以上の投資の場合に限って定期報告が必要とされるように修正していただきたい。

②第 92 条に基づき定期報告が必要とされる事項を必要最小限のものに限定していただきたい。とくに同条第 4 号乃至第 6 号は削除していただきたい。

5. 重点外国投資企業の四半期報告

(1) 関連条文

第94条

(2) 考察

四半期ごとの報告義務は、企業にとって負担が大きすぎる。

(3) 意見

外国人投資家の負担に配慮し、報告項目を必要最小限且つ明確なものとしていただきたい。

6. 企業組織の変更

(1) 関連条文

第157条

(2) 考察

外国投資法が発効した後、現在の外資三法の適用を受けている外国投資企業は、発効後3年以内に企業組織を会社法に基づき変更しなければならないと規定されているが、個々の企業に対し、より柔軟な企業組織設計の余地を与えるべきである。

(3) 意見

企業組織を会社法に基づき変更するか、それとも、従来の外資三法に基づく現在の会社組織を維持するかを、自由に選択できるようにしていただきたい。

7. 外資三法の廃止

(1) 関連条文

第170条

(2) 考察

外国投資法の発効と同時に外資三法が廃止されることがあるが、そうすると、外資三法に基づいて従来必要とされていた批准（例えば、定款・合弁契約の変更、增资、持分譲渡等に関する批准）も同時に不要になると見てよいのかが不明確である。また、定款に、外資三法の規定に基づき、「審査認可機関の批准を受けて、・・・することができる」と記載している場合であっても、批准は不要になると見てよいのかが不明確である。

(3) 意見

上記のような点は、実務上極めて重要なことであるので、外国投資法の規定を置く等して明確化していただきたい。

以上